

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043) 243-2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 西村 信宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03) 5695-1511 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 智弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当行「第103回定時株主総会」において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式	1株につき金	10円	総額	593,707,000円
--------	--------	-----	----	--------------

当行第二種優先株式	1株につき金	104円	総額	208,000,000円
-----------	--------	------	----	--------------

当行第2回第六種優先株式	1株につき金	300円	総額	90,300,000円
--------------	--------	------	----	-------------

当行第1回第七種優先株式	1株につき金	900円	総額	433,350,000円
--------------	--------	------	----	--------------

当行第2回第七種優先株式	1株につき金	9,000円	総額	42,543,000円
--------------	--------	--------	----	-------------

ロ. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、青柳俊一、梅田仁司、松丸隆一、白井克己、田中啓之、戸谷久子、山田英司、杉浦哲郎および木下由美子を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、金杉毅、宮本昭および菊川隆志を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、井上真一郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果および賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	489,664	2,241	748	(注) 1	可決 97
第2号議案 取締役9名選任の件					
青柳俊一	461,430	30,475	748	(注) 2	可決 91
梅田仁司	419,436	72,469	748		可決 83
松丸隆一	452,986	38,919	748		可決 90
白井克己	480,463	11,442	748		可決 95
田中啓之	489,747	2,158	748		可決 97
戸谷久子	480,226	11,678	748		可決 95
山田英司	472,870	19,034	748		可決 93
杉浦哲郎	480,053	11,851	748		可決 95
木下由美子	489,598	2,307	748		可決 97
第3号議案 監査役3名選任の件					
金杉毅	473,843	18,062	748	(注) 2	可決 94
宮本昭	473,865	18,040	748		可決 94
菊川隆志	454,345	37,560	748		可決 90
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
井上真一郎	489,755	2,150	748	(注) 2	可決 97

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上